

新型コロナウイルス感染症 村独自の支援制度

子育て世帯の生活を支援

0歳から中学生までの子どもを養育している世帯の世帯主に、「子育て支援給付金」を支給します。

申請は不要。児童手当に上乗せして、6月8日に支給済みです。

◆対象…3月、4月分の児童手当受給者

◆支給額…0歳から中学生までの子ども1人につき2万円(所得制限あり)

◆問い合わせ先…生活環境課(☎34-2114 内線23)

村内事業者への家賃補助

村内の賃貸物件で営業している事業者の家賃を補助します。

◆対象…村内に事業所がある▶飲食業者▶宿泊業者▶小売業者▶葬祭業者—など

◆補助額…家賃月額 $\frac{1}{2}$ ×3カ月分(4月～8月のうち連続する3カ月)。1カ月10万円、1事業者30万円が上限

◆申請方法…申請書と必要書類を提出してください。申請書は村のホームページからダウンロードできます

◆申請期限…8月31日(月)

◆その他…仮設店舗など、村の施設を使用して営業している事業者は、4月～6月の3カ月分の使用料月額を $\frac{1}{2}$ 減額します。申請は不要です

◆申請・問い合わせ先…政策推進課(☎34-2111 内線66)

高校生、大学生などの保護者を支援

◆対象…基準日(6月1日)に高校以上の学校に在籍している生徒や学生の保護者

◆支給額

①高校(2、3年生)、高等専門学校(2、3年生)…3万円

※子育て支援給付金が支給される高校1年生は対象外

②大学、短大、専門学校、高等専門学校(4、5年生)…5万円

◆申請方法…対象世帯には申請書を送付します。希望する人は、▶申請書▶申請者(保護者)の本人確認書類(運転免許証など)▶

在学を確認できる書類(在学証明書、入学許可書など)▶振込口座を確認できる通帳の写し—を提出してください。申請書が届かない場合は、問い合わせてください。なお、申請書は村のホームページからダウンロードできます

◆申請期限…令和3年3月31日(水)

◆申請・問い合わせ先…総務課(☎34-2111 内線10)

飲食、宿泊業者の水道料を減免

村内の飲食業者と宿泊業者の水道使用料を減免します。対象者には申請書を送付済みです。

◆内容…5月～7月の3カ月分の上下水道使用料のうち、基本使用料を超えた料金の $\frac{1}{2}$ を減免

◆問い合わせ先…地域整備課(☎34-2113 内線512)

売上減少や休業協力を給付金

《売上減少》

◆対象…3月～5月のうち一月以上の売上げが、昨年の同月より20～49%減少

※村内事業所の売上げに限ります

◆支給額

①法人・団体…30万円

②個人事業者…20万円

《休業協力》

◆対象…4月25日～5月6日のうち、連続して5日以上臨時休業や時短営業、テークアウトなどを自主的に実施

※あらかじめ決まっていた休業や従業員の休養のための休業は除く

◆支給額

①従業員2人以上…10万円

②従業員1人…5万円

《共通事項》

◆申請方法…申請書と必要書類を提出してください。申請書は村のホームページからダウンロードできます

◆申請期限…8月31日(月)

◆申請・問い合わせ先…政策推進課(☎34-2111 内線66)

小中学生の給食費を補助

田野畑小の児童と田野畑中の生徒の給食費を補助します。申請は不要です。

◆内容…4月～7月の4カ月分の給食費を全額補助

◆問い合わせ先…教育委員会(☎34-2226)

子育て世帯へ臨時特別給付金

新型コロナウイルスの影響を受けている子育て世帯への生活支援として「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給します。

公務員以外の対象者は申請不要。児童手当に上乗せして、6月8日に支給済みです。

なお、公務員の対象者は3月31日時点の住民票所在地に申請が必要です。申請期間は申請先の市町村に問い合わせてください。

- ◆対象…3月、4月分の児童手当受給者
- ◆支給額…0歳から中学生までの子ども1人につき1万円（所得制限あり）
- ◆本村の申請期間…6月22日(月)～10月21日(水)
- ◆申請・問い合わせ先…生活環境課（☎34-2114 内線23）

7月1日からレジ袋有料化

7月1日から、全国でプラスチック製買物袋（レジ袋）の有料化が始まります。

普段何気なくもらっているレジ袋を有料化することで、それが本来に必要なのかを考え、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的としています。

レジ袋有料化をきっかけに、自身のライフスタイルを見つめ直し、エコバッグを持ち歩くなど、できるところから環境問題を考えていきましょう。

- ◆レジ袋有料化問い合わせ窓口…消費者向け（☎0570-080180）、事業者向け（☎0570-000930）

新型コロナ療養者へ傷病手当

村は、国民健康保険加入者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合や感染が疑われる場合で、その療養のために仕事を休んだ期間の傷病手当を支給します。

支給には一定の要件が必要です。詳しくは問い合わせてください。

- ◆対象…勤務先から給与の支払いを受けている国民健康保険加入者で、新型コロナウイルス感染症の療養のために働くことができない人
- ◆支給期間…働くことができなくなった日から起算して3日を経過した日から仕事を休んだ期間。最長で1年6カ月
- ◆支給額…直近の継続した3カ月間の給与収入合計額÷就労日数× $\frac{2}{3}$ ×支給対象日数
- ◆問い合わせ先…生活環境課（☎34-2114 内線24）

認知症カフェを開催します

認知症カフェは、認知症の正しい知識を学び、お茶を飲みながら楽しく過ごせる場所です。申し込みは不要です。

- ◆日時…7月3日(金)
午後1時30分～3時
- ◆場所…沼袋地区公民館
- ◆対象…認知症に関心がある人
- ◆内容…認知症に関するミニ講話など
- ◆参加費…100円
- ◆その他…認知症や介護などの相談に専門員が応じます
- ◆問い合わせ先…村地域包括支援センター（☎32-3013）

5地区の粗大ごみを収集

村は、5地区を対象に粗大ごみを収集します。申し込みのあった家庭を巡回しますので、希望する場合は、下記の期間に電話で申し込んでください。なお、申し込みのあった物以外は収集しません。

- ◆対象地区…島越、切牛、真木沢、浜岩泉、大芦
- ◆収集日…7月4日(土)
- ◆受付期間…6月22日(月)～24日(水)
午前8時30分～午後5時15分
- ◆収集する物…自転車、チャイルドシートなど、指定のごみ袋に入らない大きさの物が対象
※▶店舗▶会社▶公共サービス▶個人営業—などの事業系ごみは収集できません
- ◆収集数…1世帯当たり3点まで
- ◆申し込み方法…①氏名(世帯主) ②地区名③電話番号④粗大ごみの種類と数量—を申し出てください。処理量を超えた場合は、早めに締め切る場合があります
- ◆その他…粗大ごみは、午前8時までに収集するトラックに積みやすい場所に出してください
- ◆申し込み・問い合わせ先…生活環境課（☎34-2114 内線22）

チョウセンアカシジミ観察会

- ◆日時…7月5日(日)
午後2時～3時30分
- ◆集合場所…甲地公民館
- ◆対象…村民
- ◆参加費…無料
- ◆申込期限…7月3日(金) 正午
- ◆申し込み・問い合わせ先…教育委員会（☎34-2226）

役立ちカレンダー

期間：6月15日(月)～6月30日(火)

月 日	行 事	場 所	時 間	問い合わせ先
6月17日(水)	幼児健診	保健センター	12:00～15:30	健康福祉課
30日(火)	村県民税1期 国民健康保険税1期 納期限			総務課 税務・会計班
	介護保険料1期 納期限			生活環境課